

平成28年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成28年9月14日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 委員 長 | 河野 龍二 | 副委員長 | 分部 和弘 |
| 委員 | 浦川 圭一 | 委員 | 饗庭 敦子 |
| 委員 | 西岡 克之 | 委員 | 吉岡 清彦 |
| 委員 | 竹中 悟 | | |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 谷本 圭介

（健康保険課）

課長 志田 純子 課長補佐 中村 幸子

係長 松田 祐貴 主事 小野 陽太

（介護保険課）

課長 辻田 正行 課長補佐 田中 廣幸

係長 日高 拓郎 係長 木澤 奈津代

本日の委員会に付した案件

議案第 46号 平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 47号 平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 48号 平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 52号 平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 53号 平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 54号 平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時27分

閉会 15時47分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。平成28年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第46号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんおはようございます。よろしく申し上げます。それでは早速入らせていただきます。平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ289万5,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,610万9,000円とするものでございます。それでは詳細につきまして、長与町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが、6ページ、7ページをお開きください。3款国庫支出金2項国庫補助金3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、平成30年度から広域化に向けて県と町の情報連携を行うためのシステム改修業務の準備金として交付されるものです。4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金は、前年度の退職者医療療養給付費交付金不足のため、社会保険診療報酬支払基金から追加交付されます。11款諸収入3項6目歳入欠かん補填収入は、3款2項3目1節と、4款1項1目2節を合わせた492万8,000円と、10ページ、11ページにあります1款1項1目13節の委託料289万5,000円の差額を計上しております。次に歳出ですが、10ページ、11ページをお開きください。1款1項1目13節の委託料289万5,000円は、歳入時に説明したように30年に向けての基幹システムの改修に伴う委託料になります。以上が健康保険課分になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

はい、ただいま説明をいただきました。これから質疑を行います。質疑は歳入、歳出、どちらでも構いません。同時に行いたいと思います。質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません、7ページの、本会議でも質問があったかと思うんですけども、歳入欠かん補填収入のところ、本会議場でも説明いただいたんですけども、これがそもそもどうして出てきたのかちょっと意味がわからないところがあったので、金額がいつばい出てきてみたいなんですけど、金額ではなくて、どういうことでこれになるのかちょっとその辺を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

11款3項6目の歳入欠かん補填収入については、平成27年度の国保会計で約1億

円の赤字の決算となりましたので、28年度の予算から繰上充用をしてその不足額を28年度の1号補正でもっていくという処理を行いました。28年度の歳出予算でその金額を繰上充用金として、増額をいたしましたけれども、それと歳入の方の金額を合わせるために、この歳入欠かん補填収入という枠をつくりまして、それによって予算を合わせるという処理を行いましたので、歳入欠かん補填収入については、収入の予定がないものということで、枠だけをつくったような状態になります。この赤字が発生したために予算を合わせるために枠をつくりまして、この分については収入の見込みがないので、最終的にはこれをゼロまで解消しなければならない予算枠っていうことになります。今回、補正によって、ほかの療養給付費交付金等の歳入の増額があったので、そのプラスになった分をこの歳入欠かん補填収入を減らすのに、203万3,000円を入れて、減らしたという補正になります。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き、質疑はありませんか。質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

はい、委員長を交代します。はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、歳入と歳出と重なるところがあるんですが、3款2項3目のシステム改修の分の補助金です。これはシステム改修の国庫補助になるわけですね。出ている割合が大体かかる費用のどれくらい出てるのかですね。それと広域化に向けての、大きくは情報のやりとりというふうな形で言われてましたけども、主にどういったことをされるのかですね。その中身がわかればと思うんですが。あとこの部分についてはなかなかやっばり、町の持ち出しがありますよね、一般管理費の中で。本来ならば国の制度としてシステムが改修され、改修を余儀なくされるわけですから、やっぱり国の負担というふうな形にならないものなのか、その辺の考え方なりをちょっとお伺いできればと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

はい、まず歳入の3款2項3目の補助金の金額ですけれども、これは、国が示した市町村の被保険者の規模別に補助金の上限額が決まっております、国の示した上限額いっぱい金額まで補助の申請をしております、その金額が184万4,000円ということになっております。このシステム改修の内容ですけれども、平成30年からは県が各市町村の保険税率を計算して、標準税率ということで県が示すような仕組みになり

ます。これを県が算定するためには、市町村が持つる被保険者とか世帯とか所得の情報に基づき計算することになりますけれども、その情報を県と連携するための、今回、電算システムの改修ということになります。実際始まるのは30年度ですので、30年度の税額を計算するのは来年の29年度になりますけれども、今回は28年度に計算するのはあくまで試算をして、30年度からどれぐらいの金額になるっていうのを市町村に示す必要があるんで、それを試算するために今回改修をするということに、1年早いですけれども、改修の必要が出てくるということになります。この補助金額については、国の補助金額の中で収まればよかったんですけども、県は一応この国の補助金の中で、収まるだろうと見込んでちょっと話をしてたんですけども、実際、業者さんとかに見積もりをとったら、実際県内の市町村の中ではほとんどの団体が補助金額ぐらいの金額で出てたんですけども、長与町はNECのシステムを使ってるんですけども、NECのシステムを使ってる市町はすべて、ちょっと委託額が高く出ておまして、今は業者さんともご相談をして、これはあくまで予算作成のための見積もりとしてとっておりますけれども、実際契約のときにもう少しこの金額が落とすことができないか、例えばこの委託の範囲の中で、職員ができるような作業とかがあればその分は引いたりして、契約額が落ちないかということで今相談などをさせていただいてるところです。

○委員（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、そうすると、県が標準化の税率を示すというところがいつごろになるものなのか、ちょっとそれをわかってれば教えていただきたいのと、その対応、それが出されて、当然協議がされると思うんですけども、比較的長与町の国保税というのは、この間、ちょっとほかのところから資料いただいたら、決算のときにも、ちょっと参考までにと申してたんですけど、県下で17番目ぐらいですよ。保険税の高さから言うと、21市町村あって17番目ですか、比較的低い。これが、平準化されると平均の10番目ぐらいの自治体の国保税にいきなり上がるという可能性もあるんで、その辺の協議そのものがどのような形でされる予定があるのかですね。その辺2つめと最後の契約の中身ですねこれ。NECのシステムを利用してるところは残念ながら補助額より上回ったということで、最後まで努力をしていくということですけども、その辺なぜそうなったのか、ちょっとその辺の中身もわかれば、参考までに教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

まず、県が示す標準税率が決まる時期ですけども、平成30年度からの税率については、29年の下旬、12月、1月ぐらいになると思います。今回試算をする税率については、10月に今現在の所得等の情報を基に試算をしますけれども、今は、その標準

税率の決定の仕組みは決まっておりますけれども、実際にいくらになるっていうのを決めるためには、所得をどれぐらい重視するかとか、実際にその地域でかかっている医療費をいくらにするかとかそういうものの、ウェイトをどこに置くかというのがまだ決まっていなくて、例えば、今長崎市が1番県内で医療費が高いんですけども、で、1番低いところは対馬市になるんですけども、この元々医療機関の数とかが違って、かかっている医療費が全然違うところに対して同じ基準で保険税を決めるというのは、不平等が出てくる部分もありますので、実際にかかっている医療費を反映させた税率にすることになると思うんですけども、それをどの程度医療費に応じて高く設定するかとか、そのあたりの算定の係数とかはまだ県が決めておりません。これを、今回の改修によって一旦試算をしてみて、実際いくらになるっていうのを出して見た後に県と市町村で協議をして、それをどの程度医療費を反映させるっていう、上下を決めていくっていうこととなりますので、そこで今後も29年度にかけて県と協議をしていく中で、その算定の県が決める基準が決定していくということになります。それを基に29年度の税率の決定に流れていくっていうこととなります。

最終的に30年度の税率は29年の12月に決定ということになっております。あと委託料なんですけれども、使っているシステムが各市町で違いますので、委託金額に差が出てくるということで、仕方ないのかなと思う部分もあるんですけども、先ほど申したとおり委託金額が下がらないかちょっと今、相談をさせていただいております。

○委員（分部和弘委員）

はい、委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

はい、ほかに質疑はありませんか。ありませんか。西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

もう30年に広域になるんで、今赤字が出てるけども、もう29年は値上げをしないと、税率の、という認識でいいですか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、それにつきましても、来年度値上げするということも含めて、考えているところですので、来年度はしませんというのは言い切ることができない状況です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に、賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第3号

の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時まで休憩いたします。

(休憩 9時54分～9時58分)

○委員長(河野龍二委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続きまして、議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。志田課長。

○健康保険課長(志田純子君)

それでは平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明いたします。決算書の説明に入る前に、平成27年度の長与町国民健康保険世帯数などの状況について説明いたします。平成27年度4月から3月の平均世帯数は5,350世帯、被保険者数は9,323人となっております。前年度と比較して、世帯数で12世帯、被保険者数で194人減少しています。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。歳入につきましては、決算書の1ページから4ページでございます。1款の国民健康保険税から11款諸収入までの収入済額合計額は48億6,511万1,158円で、前年度比10.7%増となっております。なお、不納欠損額は1,450万4,344円。収入未済額は2億2,219万4,565円で、これは主に国民健康保険税によるもので、前年度より不納欠損額は735万4,617円の増、収入未済額は319万8,708円の減となっております。次に歳出につきましては、5ページから8ページでございます。1款の総務費から12款の予備費までの支出済額は49億7,178万4,577円で前年度比14%増となり、不用額は5,352万5,543円となっております。では、9ページをお開きください。歳入歳出差引額1億666万9,299円の不足となり、このため、翌年度歳入繰上充用金1億666万9,299円を充当しております。

それでは、歳入歳出ともに主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。まず歳入につきまして10、11ページをお開きください。1款国民健康保険税の収入済額は7億8,422万6,077円で、前年度より2,534万9,077円の減となっております。本日提出しております資料の1ページを見ていただきたいのですが、現年度と過年度の全体額の一覧となります。徴収率は国保税全体で76.82%、前年度比0.87ポイントの減。現年度課税分では94.50%、前年度比0.26ポイントの増、滞納繰越分14.01%、前年度比2.25ポイントの減となっております。それでは決算書に戻っていただいて、3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金ですが、12ページ、13ページをお開きください。7億60万9,925円となっております。

これは国の32%の定率負担分となっております。2目高額医療費共同事業負担金は2,123万9,018円で、レセプト1件80万以上の医療費への拠出金に対して国が4分の1を負担するものです。3目特定健康診査等負担金は661万9,000円で、特定健診と保健指導による国の負担金です。基準となる費用額の3分の1が補助されるものです。2項国庫補助金1目財政調整交付金3億6,081万1,000円は、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金1億9,417万5,000円と特別な事情により交付される特別調整交付金1億6,663万6,000円の合計額となっております。4款療養給付費交付金は1億5,381万7,000円。退職者医療に係る交付金で、昨年度と比較して退職被保険者の医療費の減により減額となっております。額として8,144万463円、率で34.6%の減となっております。5款前期高齢者交付金は65歳から74歳の前期高齢者に係る医療に対する交付金で、平成25年度精算額と平成27年度の概算額の合計で12億7,068万5,443円となっております。歳入全体の26.1%を占めています。前年度と比べ2,519万1,652円の増となっております。6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金、14、15ページをお開きください。2目特定健康診査等負担金は、3款国庫支出金同様、県が負担する費目を計上しております。2項県補助金1目財政調整交付金は1億7,321万3,000円ですが、前年度と比べると1,822万8,000円の減となっております。7款1目高額医療費共同事業交付金1億1,993万6,123円は、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象に、国保連合会から交付されます。前年度より4,338万2,456円、約1.5倍に増額しております。2目保険財政共同安定化事業交付金9億8,094万7,778円は、すべてのレセプトの80万円以下の医療費を対象に国保連合会から交付されます。前年度より6億1,796万2,514円、約2.7倍に増額しております。9款繰入金1項1目一般会計繰入金2億793万6,790円は、一般会計から繰り入れた国保特別会計の補助金等で、それぞれの繰入基準等に基づき算出された分の合計額でございます。なお前年度に比べ、保険基盤安定繰入金のうち2番目に記載されています保険者支援分が3,900万円増加しています。これは制度改正により法定軽減の対象者、被保険者数が増加したところ等が要因となっております。1番下のその他繰入金については、乳幼児の福祉医療の現物給付による国の補助金等の減額措置分を一般会計から補てんしてもらっているものです。この繰り入れについては県も認めているものです。16、17ページをお開きください。10款繰越金1項2目その他の繰越金3,392万1,599円は前年度からの繰越金でございます。26年度の繰越金と比べ1億6,093万5,000円減少しています。今年度の繰越額はありません。11款諸収入は、保険税の延滞金、預金利子、第三者納付金、国保の資格喪失後の受診に係る返納金等による収入となっております。18、19ページをお開きください。3目一般被保険者返納金1節返納金は、国保の喪失後受診に係る返納金等です。5目雑入ですが、前年度は長崎県国保連合会の余剰金による収入がありましたが、27年度は

余剰金を翌年度の手数料から控除するようになりましたので、前年度より384万2,608円の減となっております。

次に、歳出の主なものを説明いたします。20、21ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、前年度と比較して248万9,114円の減となっております。主な理由といたしまして、電算システム改修がなかったことと国保オンラインのバージョンアップのための委託料の減が挙げられます。2項徴税費1目賦課徴収費1節報酬は徴収委託委員5名分と27年度より収納推進専門員を雇用し、税収の強化を図っております。4節共済費は、収納推進専門員の雇用に伴う社会保険料等になっております。11節需用費ですが、22、23ページをお開きください。印刷製本費が前年度から約52万円減の76万5,672円となっております。これは前年度新システム稼働に伴い、納付書等をはじめ、すべての帳票の様式が変更となり、テスト用と本番用と様式の印刷が必要になり増額しておりました。2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、前年度と比べ6,282万6,000円増加しております。2目退職被保険者等療養給付費は、前年度より約3,711万9,000円減少しております。3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費につきましては、コルセットなどの補装具用代、柔道整復費につきまして柔道整復師の施術代金等になります。24、25ページをお開きください。2項高額療養費は、前年度より約2,543万4,000円の増額となっております。4項出産一時金につきましては44件分、5項葬祭諸費につきましては57人分支出してしております。26、27ページをお開きください。3款後期高齢者支援金につきましては、平成25年度精算分と平成27年度の概算分の合計で、前年度より約704万5,000円の減額となっております。これは後期高齢者医療の4割を負担するものですので、後期高齢者の医療費が増加すればするほど支出額が大きくなるものです。28、29ページをお開きください。6款介護納付金は、前年度と比べ2,617万7,000円減少していますが、25年度分の精算分と40歳から64歳の2号被保険者数が減少したことが要因となっております。7款共同事業拠出金につきましては、県内国保被保険者の被保険者数割と過去3年分の対象医療費割により決定されるものですが、前年度より約5億8,584万7,000円の増額となっております。これは前年度までレセプト1件30万以上の医療費に関して拠出していましたが、27年度からすべてのレセプトが対象となったため、大幅に増額しております。8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費13節委託料につきましては、特定健診受診者2,941名分の支払いを行っております。なお平成27年度の実績では、人間ドックや事業者健診の結果などの持ち込みも含め、全体で3,026名の方が受診されています。このうち受診率の算定対象となる方は、28年5月末のデータですが、対象者が6,502人、うち受診者が2,816人、受診率は43.3%となっております。30、31ページをお開きください。2項保健事業2目疾病予防費8節報償費は「知らんばそん隊ながよ塾」での講師謝礼、国保の被保険者で重複多受診などが疑われる被保険者への訪

問等を行うため、看護師の謝礼などを計上しております。13節委託料は人間ドック74名、脳ドックも同じく74名の方が受診されています。32、33ページをお開きください。11款1項3目償還金は、国庫負担分の療養給付費負担金に係る26年度分の負担金2,648万5,638円です。4目療養給付費交付金償還金も26年度分の返還金2,099万5,722円となっております。36ページをお開きください。実質収支に関する調書といたしまして、歳入歳出差し引き額及び実質収支額はマイナス1億666万9,000円となりましたので、地方自治法第166条の2の規定により、翌年度予算から繰上充用を行っております。37ページをお開きください。財産に関する調書といたしまして、平成27年度末現在の基金の残高は1,350万円となっております。続きまして、主要な施策の成果に関する報告書ですが、2ページ上段に決算状況を表記しておりますが、平成28年度の繰越金はゼロ円となり、前年度比3,392万1,599円の減額となっております。次に、歳入につきましては、款ごとに予算額、決算額、執行率、構成比、前年度決算額、対前年度比増減率を1,000円及びパーセント単位で表記し次ページの歳出につきましては、款ごとに予算額、決算額、執行率、構成比、前年度決算額、対前年度比増減率を千円及び%単位で表記しております。4ページから7ページは、保険給付費の状況を記載しております。4ページは被保険者の療養給付費です。医療費のうち7割から9割の保険者が負担する分になります。27年度は1人当たりの給付額は8,208円増加しております。5ページは退職被保険者分となります。決算額、件数、1人当たりの給付費ともに減少しております。次に6ページ、7ページは自己負担額が一定額を超えた分を保険が負担する高額療養費となります。これも、療養給付費と同様で一般は増加し退職は減少しております。次に8ページは、特定健診、特定保健指導の状況です。27年度は8月末の県への報告数値を記載しております。確定値が出るのは10月ですが、目標の50%には届かない模様です。次に9ページは各種保健事業について記載をしております。以上で平成27年度長与町国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明いただきました。それではこれから質疑を行いたいと思います。

質疑については、決算書の歳入の事項別明細書からいきたいと思います。まずは、10ページ11ページ、12、13まで行きましょかね。いいですか。10ページ、11ページ歳入の12、13まで行きたいと思います。この部分で、質疑はありませんか。参考資料として国保税の決算書というのも出していただいていますんで合わせて見ていただきたいと思います。質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その10、11の前に、9ページに、先ほどから出てる不足金というのがずっと1億と言いつたですけども、補正のときでも、1億の赤字があつて言いつたですね、このことを言ってるんですかね、今までずっと言ってくるその数字っていうのはこのこと

を言ってるわけですね、確認いたします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

はい、吉岡委員さんが言われましたように、この9ページのことを言っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。じゃあ、戻っても構いませんので、14、15、16、17までいきたいと思います。はい、吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

12、13ですいませんけども、先ほど国の財政調整交付金の中で、備考欄の方で特別調整交付金のところで特別な事情があったときに交付されるということで、そういう名前で特別としてますけども、結構金額もいいわけですけども。どういうものをその特別の対象となるのか、ちょっとそこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

はい、財政調整交付金のうち特別調整交付金に当たるものが、いくつもその特別な事情というのが設定されておりまして、長与町が最も関係している交付金額が大きいものは、特別な事情の項目の中にありますのが、原爆被爆者の給付費にかかった費用が多額であるものという項目がありまして、特別調整交付金額が1億6,600万程度になっておりますけれども、約1億5,000万ぐらいは被爆者の保険給付費が多額であるという事情で交付されてるものがほとんどです。他には、非自発的失業者の数が多くて、非自発的失業者というのは、保険税の軽減措置というのがあるんですけども、非自発的失業者に該当した方については保険税の収入が減りますので、そういう方が多い場合には軽減された保険税を埋めるために特別調整交付金で交付されるといった、そういった措置があります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあ、大体原爆、長崎、長与は特別に長崎を含めてそうでしょうけども、後半で言った非自発的失業者って特殊な名前。長与で対症的なその人数っていうかそういうのは分かってますかね、その点をよろしく。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

非自発的失業というのが雇い止めとかで辞めることになったような方なんですけれど

も、これによって軽減を受けてる方が10月現在なんですけど、59人が対象になっております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

14、15のところの高額医療費のところなんですけど、1件80万円以上が増えたので4千3百万増加ということでご説明いただきましたが、昨年と比べてその80万以上の方はどれくらい増えたか分かりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、今手元に資料がありませんので、後でお伝えするという形でよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では後でお願いしたいと思います。こちらのもう1つの資料の方の高額療養費のところなんですけれども、これで80万以上分からないですけれども件数的にずっと増えてきているのかなというふうに思うんです、毎年。今後も増えるであろうと思われるんですけども、そのあたりは、どのようになっていっているのではないのでしょうかね、高額なので、患者さん、高度医療も進むと増えるのかなと思うんですが、どんなふうに予想していくとか、何かそんなところがあれば教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

やはり予想としては年々高額療養給付費というのは増額していくと考えております。特に高齢化、そして医療の高度化っていう部分で、なっていくかと思えます。委員の皆様は後でお配りしました表の3ページにそれが記載されてるんですけども、その中を見ると高額療養費の推移ということで下の方にどういった疾病で大体何件でっていうことでも書かせてもらってます。それを見るとやっぱり悪性新生物がんとか心疾患の心臓病ですね、そういうのが多いので、やっぱり特定健診とかにももっと力を入れて、早い段階で食い止められるように健康保険課としては取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

戻っても構いませんけど、ページ数を伸ばしたいと思えます。歳入全般で質疑はありませんか。最後までですね。それでは、歳出についても質疑を進めたいと思えます。歳

出では20、21、22、23まで行きましょかね、ページで、質疑はありませんか。
饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

21ページの第三者行為損害賠償事務委託料のところなんですけれども、これで損害賠償というのが、あったかどうかというのを伺いたいです。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

27年度については、18ページ、19ページ、11款3項1目のところに第三者納付金という欄があるんですけども、損害賠償によって国保にお金が返ってきた金額が75万1,625円で、4名の方から損害賠償に当たる金額が帰ってきたということになります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

4名の方ということなんですけれども、内容っていうのを、教えられるようであれば教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

国保連に委託しておりますこの第三者の委託なんですけれども、車による交通事故と船舶による事故でして、今回対象になってる方は自動車による交通事故の方になります。全てになります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

21ページよかったですよね。レセプトの点検は何件ぐらいですか。委託料のところ。

○委員長（河野龍二委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

委員会を再開します。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、正確な数字を持ち合わせておりませんので、この件につきましてもあとでご報告させていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今のに関連してなんですけど、結局そのレセプトを点検することによってさっきの同僚委員が質問した返納金ですかね。損害賠償による返納金。例えば交通事故の保険を国保を使ってたとか、仕事上での保険を労災を使わずに国保を使っていた。それがレセプトを点検することによって先の賠償金の金額になって帰ってきたということで理解していいですか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

第三者納付金については基本的には本人が事故等に遭われた場合は、報告をしてくださいということで広報等をしておりますので、基本的には本人の申し出をお願いしておりますんですけども、実際に発見される案件としてはそういったレセプトのチェックによって、事故によってケガが疑われるものとかについて発見されたというものが多く、おっしゃるとおりそれによって発見された、で帰ってきた金額というのが主になります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

その場合に、例えばまたもう1回ということないと思うんですけど、例えばの話、交通事故でして、とりあえずお金が保険会社から振り込まれるまでは、国保を使ってたと。発見されてこうなりました、保険会社からもきましたと。次からもちゃんと報告してくださいねとかですね、保険会社とかそういう指導とかはしてるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

この事故等による第三者行為の発見を増やす為に、日本損害保険協会というところと都道府県内の市町は全て覚書というのを締結してこういった案件を発見した時は、保険会社に協力していただいて報告をしていただくように、その覚書によってお願いとか報告をしていただくように協力を依頼してるということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

21の委託料関係で、コクホライン/調交システム変更委託料なんですけども、たしか前年度はウィンドウズ関係のバージョンアップ等システムの対応とか基本動作の対応でやられたと思うんですけども、今回のこの委託関係の内容を教えてくださいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

委託料の内容は、法改正に対応するための改修ということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

毎年度出てきてるといふうに思うんですけども、毎年度この法改正とか結構あって、やってる委託業務なのか、ちょっとそこら辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

この法改正の内容について毎回違う内容になりますので、その改正があった時にはこの費用が発生するというようになります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

23ページの手数料のところ、口座振替手数料とコンビニ収納手数料の件数とその単価を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

まず件数ですけども、口座による振込の件数が2万3,347件、コンビニによりますのが8,219件です。口座の手数料が今正確なところが分からないので確認いたします。コンビニの手数料は単価が56円プラス税ということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

コンビニは始められて間もないかと思うんですが、このコンビニの始めたその効果というものをどのように捉えておられますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

コンビニが始まったのは平成27年度から始めております。それで先ほど申しましたように、国保の方は8,200件余り件数は入っておりますが、収納率とかから見ますとそんなに大きい影響があつてるといふわけではないかなと思つてます。まだ効果の方

がそんなに多く出てるような状況ではないと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

導入時はね、効果が見込めるって言って始めたかなと。まだちょっと日が経ってないのであれなんですけれども、今後は効果を見込むということで続けていくということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今後も継続していきたいと思えますし、窓口の方でもコンビニの件とか、あと銀行の振替、そちらの方に力を入れていくということで一応課内では言っておりますので、推進していきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ちょっとこの言葉がよく分からないのだけど、22、23ページの中の2款の保険給付費ですね。1目の療養給付費ですね、3目の療養費、この違いをちょっと単純なことですが教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

簡単に申し上げますと療養給付費というのが現物によるもので、療養費というものが現金によるものです。例えば保険証を使って受診をされた時に、7割分とかは最初から引かれてご本人の自己負担が3割になりますけれども、その7割を現物で給付するものが療養給付費で、療養費というのはいろんな種類がありますけれども、基本的に1回払った後に自己負担分を除いて現金で給付されるようなもの等を療養費と呼んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

実際に町民とか人達が払った治療費は合計するんですか、それとも給付費だけで見るとですか。その僕なら僕が年間、病院に払いますよね、そういった時の僕の治療費っていうのを実際負担したあれは、どちらを見るんですかね。合計して吉岡がこれだけ10万払っただとか、どうなんですか。ちょっとそこのところ再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

医療費という言葉を使う時には保険から給付された費用と自己負担分を合わせて、他にもいろんな例えば原爆とか公費による負担によるもの全てを含めたものを医療費と呼んでおりますけれども、ここに出てきているものは給付に掛かった費用だけですけれども、医療費という場合は全部合わせた金額で出します。

○委員長（河野龍二委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

11時15分まで休憩いたします。

（休憩 10時53～11時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどまだ答弁できてなかった分の答弁をお願いします。松田係長。

○係長（松田祐貴君）

先ほどご質問があった内容についてお答えします。まず、レセプト1件あたり80万円以上の高額医療の件数ですけれども、平成27年度が523件です。参考までに26年度が456件でございました。次にレセプト点検の件数ですけれども平成27年度の点検の件数全体は17万9,414件です。そのうち過誤があったものが1,795件ということになります。26年度を見ますと過誤があったものが1,574件でしたので、先ほど西岡委員がおっしゃったのは過誤の件数であると思われます。それと、口座の振替の単価ですけれども、10円プラスの消費税でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

はい、それでは質疑を続けます。ただいま23ページまでいきましたんで、24、25、26、27まで行きましょかね。質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほどの言葉と同じことなんですけれども、24、25で高額療養費のところですけども、1目で一般被保険者の高額療養費ってありますね。それとこの28ページに共同事業拠出金の方で医療費拠出金となっておりますね。今度はまた医療費で先ほどは給付金とちょっと違ったけども、その言葉の違いですね、内容、それについて説明を求めます。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

まず24、25ページの高額療養費についてですけれども、先ほどの療養給付費については療養給付費が現物給付で、療養費が現金によるものということでしたが、

この高額療養費につきましては現物で支給されたものも現金でお返ししたのものも両方の合計が高額療養費として入っております。これは所得に応じて自己負担の限度額がありますけれども、限度額を超えた分が高額療養費として支給されますけれども、その合計が全てこの高額療養費に入っております。28ページと29ページの共同事業拠出金のところででてきている医療費拠出金ですけれども、これは名前がそういうふうになっておるといことで、掛かった医療費に対する拠出金という意味で使われてるのだと思いますけれども、この7款の共同事業といいますのは都道府県単位でお金を集めて急激な財政需要に備える為に、国保連が事務局になりまして、都道府県内の全部の市町から一端拠出金という形でお金を集めておいて、実際医療費が掛かった額に応じて、同じく歳入の7款にありますけれども、共同事業交付金という形で交付されるという仕組みで、単年度で財政需要が増減した場合でも対応できるようにそういう仕組みを作っておるのでございます。その拠出金として国保連に対して町が負担しているものが、医療費拠出金という名前で、実際に掛かった医療費等も基に計算された拠出金を拠出規定しているというものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

言葉が混乱するけれど、実際は中身としては同じこと、字が違うけれども一緒ではないのかなと思うけど、やっぱり違うんですか。ちょっとそこのところ再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開します。松田係長。

○係長（松田祐貴君）

まず24、25ページの高額療養費ですけれども、こちらは医療費ではなく療養費と書いてあるのは、保険給付費で掛かった費用になります。療養費というのが保険給付で掛かった費用です。高額療養費については、現物のものについては国保連合会に対してお支払いしたものです。現金給付については本人にお返ししたものが高額療養費として合計金額が示されております。28ページ、29ページの高額医療費共同事業医療費拠出金ですけれども、高額医療費と書いてあるものについては、これはレセプトの金額が80万以上ということで、レセプトというのは自己負担、保険負担に関係なく医療費全体の金額が書いておりますので、そこで高額医療費に該当するかということが判断されますので、高額医療費と書いてあるものは医療費全体のことでございます。この医療費拠出金については国保連合会に対し拠出したものになっております。

○委員長（河野龍二委員）

いいですか。また質疑があれば質疑をお願いします。先ほど28までできましたんで、28、29、30、31、もう歳出全般しましょうか、歳出全般で質疑があればお願いします。質疑ありませんか。竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

あのですね、療養費の中の25ページ、これ整骨整体針灸なんかありますね、前回もお尋ねしたんだけど、これの対象件数ですね、何か分かりますか。何故聞くかというのはね、商売みたいに派手に送り迎えをしたり露骨にね、出張をしたり、そういうところが結構目だってるんですね。だから、これは保険の対象になるのかなというのが僕も今不思議に思ってるんだけど。ちょっと疑問があるもんですからお尋ねしてるんです。どれぐらいの金額で、大体何件ぐらいが対象になってるのか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、それについても、具体的な数を今手元にありませんので、後ほどお伝えするという形でよろしいでしょうか。すいません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

特定健診のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、後ろに説明書があって書いてはあるんですけども、受診率はずっと伸びてると思うんですが保健指導の実施率が下がってるのはどんな理由か、よかったら教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましてはです9月に全部報告するという事になってまして、まだ途中の段階で、終了してますけどまだ入力も済んでないところでも件数全体が出てない状況になっておりますので、低い状況で示させてもらってます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということであれば、推移から見ると実績が検診の方が増えてるので、恐らく増えるであろうというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

はい、一応そのようにうちの方も考えておりますので、またはっきりしたら、ご報告

させていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

新しくこの資料を頂いてますね。ホチキスで止めた分ですね、3ページのところに26、27のこの額があるわけですけれども、精神的な高額医療の人が26年度では4件あって、27年では12件と結構上がってるんですけれども、何かそういう把握とかそういうとこまで分かってるんですか。どうですかね。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましてはですね、具体的にどういう内容でというのは掴んでない状況です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この名称としてこうやって上がってくるのは、医者からのそういうレセプトとか何かそれに基づいてただ上げる、そういう形だけになってるわけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

吉岡委員さんがおっしゃるようにレセプトを見てその内容っていうかですね、主になる部分だけを今挙げてるような状態ですので、その関係というのは、探っていないような状況になります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

その特定健診によっていろいろ対策をやってるわけですけれども、どういう形でそれが影響的に改善されつつあるとか、あるいは指導して改善されたとか、どうなんですかね、そちらの見方としては。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては27年度がまだ途中ですので、申しわけありませんが26年度の状況について報告させていただきたいと思います。まず最初に仕組みについてちょっとだけ説明をさせていただきます。特定健診は、健診結果によって動機付け支援、そして積極的支援、そして情報提供というふうに3段階に分かれております。この動機づけの支

援になったっていうのは、6カ月、1回の初回の面接があってそして半年後に判定という形になります。積極的支援は、初回の面接があってその間何回かお会いして6カ月後に判定という形になります。動機付けの対象者の方が218名いらっしゃって、188名面接等をして、最終終了が129名になってます。この129名が済んだ時点で36名は改善してまして、維持、レベルが変わらなかったっていう方が54名、残念ながら悪化したという方も11名いらっしゃいます。これが動機づけの対象者の方です。積極的支援の対象者の方は64名対象者の方がいらっしゃって、終了したのが28名になってます。改善の方が5名、現状維持な方が13名、で残念ながら悪化した方が2名っていう形になっております。そういう形で、全てが改善したかって言ったらそういうわけではないんですけども、維持もしくは改善という方がほとんどだったというような結果になっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません、全般ということでもいいんですよね。はい。収入未済額で、町全般でいろんなものも含めて徴収をしてるので減ってるというのは理解してるんですけども、この間本会議でも説明ありましたけど、国保が、国民健康保険課で何かしてる部分がありますという説明があったかと思うんですけども、その分での何か差し押さえとかそういうものがあつたかっていうのを、教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

議会で、収納推進課の報告があつた分以外では、国保単独でやったものはありません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい。じゃ、それ以外はないものというふうに理解します。で、全然関係ない別のところで、すいません。主要な施策の中の9ページの重症化予防事業のところでは重症化リスクの高い方に保健指導を実施しましたというふうに出ておりまして、これが何人ぐらいにされて、どんな指導をしてリスクを予防したのかを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、饗庭委員さんの質問なんですけども、リスクが高い方っていうことで、これは特定健診のことというふうに理解してもよかったですでしょうか。それとも重症化予防も含めてっていうことでよかつたのかがちょっと分からないんですけど、教えてい

ただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

すいません、9ページの重症化予防事業の中の分が28万9,000円なんですけれども、その分でお尋ねをしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

重症化予防についてですけども、一応重症化予防のまず対象っていう基準があります。1つ目が糖尿病のHbA1cの7.0以上の人。2番目が高血圧でⅡ度高血圧以上の人、上の血圧が160以上、下が100以下っていう方です。3番目の、悪い方のコレステロール、悪玉って言われてるんですけども、それが180以上の方。あともう1つがCKDということで腎機能なんですけども、eGFRが50未満の方、または尿たんぱくが2+以上の方を対象に重症化予防という事業をしております。その対象となった方が492名いらっしゃって238名実施しております。この492名っていう方は国保の方、そして後期高齢の方っていう方で合わせた人数になります。国保の方が202名いらっしゃってます。後期の方が290名いらっしゃってます。先ほどの補助として、もらった部分、それが5件。国保の方の対象者が31名で、43回実施したというような状況になっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その保健指導を行って重症化が防げたっていうのが分かればそこも教えていただければと思いますが。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

すいません、その効果についてはまだ検証が済んでない状況になっております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も全般的にと言いますか、まず確認のところでは質問させていただきたいと思います。まずは国保税のところでは不納欠損が、前回より700万ぐらい増えて1,400万ぐら

い不納欠損されたということで、資料を見ても、現年度分もあるようですので、全体的に不納欠損の大きな理由を教えてくださいというふうに思います。それと、資料の2枚目の所得階層ですね、これ出していただけてますけども、27年度と28年の人数、被保険者数になってるんですかね。が、1万2,049人ですかね、所得判明者ということで。これは被保険者数との数字が違うのは、どういう理由なのかですね、そこら辺をまずお伺いしたいのと、27年度から28年度の数字が減ってきてますよね。例えば所得がない人も600人ぐらい減ってると。1円から100万までの人も100人ぐらい減ってると。100万から200万の人も200人ぐらい減ってるということで、この減ってきている理由が分かれば、教えてくださいというふうに思います。あともう一つ、国保の税の徴収のところで、収納推進専門員を27年度から採用されて本議会の答弁でも効果が生活再建を重視した対応してるということの説明がありました。そこで、平成27年度で専門推進員が対応した件数が分かれば少し教えていただければというふうに思います。以上。

○委員（分部和弘委員）

小野主事。

○主事（小野陽太君）

まず不納欠損の件について答えさせていただきます。まず不納欠損の業務の大きな流れとして、前段階に執行停止という処分を行ってから不納欠損する案件がほとんどになります。執行停止をかける前にまず厳正に財産調査や所得の調査諸々行って現状徴収が不可能だろうという案件に関してまず執行停止を行って、そのまま状況の改善がないまま3年が経過したものに関してを不納欠損処分としております。まず今回、不納欠損処分が件数金額ともに大きかった理由としては、3年前の執行停止の案件も多かったことがまず1番関係しています。その執行停止の案件と今回、先ほどお尋ねされた現年度の分というのは、現年度分の案件に関しては執行停止の中でも更に即時消滅っていうものを適用して今回不納欠損になってます。その即時消滅っていうのは、納税義務者が亡くなった場合、今回は亡くなった場合なんですけども、亡くなった場合に相続人の方がもう相続放棄をして、納税義務の継承ができる方がいなくなった場合にこのような事案が起きます。今回その即時消滅という案件が2世帯ほど金額が大きいところもあったのも不納欠損の金額が大きい理由になってます。続いて収納推進専門員の件についてですが、まず生活改善型の納税相談を徴収担当とその収納推進専門員で主に取り組んでいきまして、収納推進専門員さん個人の相談件数というのを把握をしてない。あくまで私と合わせてになるんですけれども、分納の相談件数が360件程度。これが前年度より100件増加してる形になります。で、分納相談に行っていないケースもあるんですけど、今把握している件数はその360程度という件数になります。自分からは以上です。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

はい、お渡している資料の2ページ目の所得の階層の情報に関するご質問についてご説明します。まず被保険者数ですけれども、資料の左側に平成27年度であれば、9,346人ということで平均の被保険者数が書いてありますけれども、実際は、年間を通じて見ますと途中で国保に加入される方とか、途中でいなくなる方とか、そういう方もいらっしゃるしまして、課税をする対象になる方というのは例えば1カ月間だけでもその年度の中で国保にいらっしゃれば課税の対象になりますので、実際は課税をしている対象というのはここに出てきているとおり1万人を超える方々に税が掛かっておることになりますので、どこかの時点で、年度末とか、切って人数を出せば9,000人台ということになりますけれども、トータルで見ますと、大きい数字になるということになります。27年度の所得情報と28年度の所得情報の差ですけれども、これが同じ時点でお示しをしていればよかったですけれども、27年度については最終の結果で、28年度については現時点での数字を出してございまして、所得については2月、3月の時期に確定申告等を行いまして、所得情報が揃うのが5月下旬頃で6月にその所得を元に課税をするということになりますけれども、その時点で本人が所得を申告していなかったり、よその市町村から転入されてきた方で所得情報が長与町にない方とか、そういう方がいらっしゃる場合は所得が把握できないまま所得をゼロとして課税をするという課税の仕方をしております。そのあとに、不明な方については町の方からご本人に対して申告を依頼したりとか、窓口で提出依頼を求めたりとかして、年度の終わりに近づくほどに所得の情報が揃ってきますので、だんだん所得が判明している数が増えていくということになります。ただ所得の区分とか割合を見るについては比較ができると思ひまして、28年度については現時点のものをお示ししているという状況でございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

はい、分かりました。そしたらその所得の分では、1つ気になるのが例えばこういう状況の中で減っていったらというのが、例えば無保険になってはいないかっていうところが気になったんですけど、そういうのはないわけですかね、その結局、申請、保険証を取りに来なかったりだとかいう状況がないというところがある部分があるんですか。その辺は掴んでいらっしゃるのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。あと、やはりこの監査意見書の中でも出てたこの、収入未済額ですね、この状況を見ても非常に所得が低い人がやはり大半を占めているという意味で、なかなか保険税の納付がうまくいかないというところがあるというのがずっと課題ではありますよね。30年度からは県への移行というふうな話も出てますけど、このまま移行してもなかなかこういう状況変らないんじゃないかなというふうに思ってますので、もう担当課としても非常になかなか解決策がないところでしょうけど、今後どのように対応されていくように

考えてらっしゃるのか、何か一言、考えがあればお願いしたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

まず、無保険になっらっしゃる方がいるのではないかということについてですが、国保の資格と保険証については所得等によらず交付をしておりますので、ただ、滞納が続いた世帯については短期保険証の対象となりまして、この方については役場に来ていただいて相談を行わないと保険証をお渡ししないというケースもありますので、その方についてはまだその保険証が交付できてないというケースもありますけれども、基本的には滞納でなければ保険証の交付は全て行っておりますので、保険給付が受けられないということについては、影響はございません。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今後の未済額を減らすという部分なんですけれども、今年度少しですけど収納推進室と連携というか、滞納分は収納推進室で行うというふうに決めておりますので、その分で少し収納率も上昇してるような状況にあります。今後も情報を共有しながら収納推進室と一緒に税の方を収納していきたいと考えております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

数的なことじゃないんですけどもちょっといいですかね、含めて、決算ですので。いろんな事業をね、国保として、あくまでこれは国保ですので、国保の範囲内でしか答弁できないでしょうけども、医療費がこれから上がってくる、あるいは高齢化になってくれば尚更いろんな高額医療とか出てくるでしょうけれども、確かにいろんなことやってるのは私も分かるわけですね。いろんな所へ出向いたりしながらですね。これから尚どうやってそういうのを、なったものは治療していかなきゃならないでしょうけど。ならない方向で今まで予防とかをやってますので、私も分かるわけですね。より、尚、また頑張ってもらいたいわけですが、それに向かって決意というか何かやり方っていうか、何かあったならば我々も知ってないといけないですので。よろしく。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

予防の1番大事なところは、まずは特定検診、特定保健指導の実施というふうにうち

の課は考えていまして、先日役場内の健康づくり幹事会というのがあるんですけど、これは健康に関する課ですね、多分12課ぐらい関係がありまして、そこの課長に集まってもらって今の医療費の件と1億赤字だった件とかそういうことを説明をしまして、これを解消に向けて、うちの課としては先ほど言いましたように、受診率のアップをまずしないといけないと。これはどうしてかと言ったら検診を受けて初めて、結果が分かって私達がいろいろなアドバイスができるし、この地区はこういうところがもうちょっとあるんだとか、そういう町内の全体の状況も分かるっていうのがありますので、まずは健診なくして健康づくりはないというふうに考えております。先ほどの幹事会でもこういう考えを持っておりますので、各課でいろいろな事業があるかと思うんですけど、その時に受診率の勧奨を来ていただいている住民の方にできるかなというところの相談とかをさせてもらって、この事業はできる、この事業はパンフレットだけ置くことができるとか、そういう情報を今いただいています。それを元にうちの課の方で、具体的にこの日は誰が行くとかそういうのを今計画をして、もう実行に移す段階まで今来てます。それとあと課の中でも受診率のアップで、窓口で必ず一声運動をするということとか、あとは課のデコレーションって言いますか、受けましようっていうのもっとPRをしていくというところで、していこうというふうにしておりますので、今後実行していきたいと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。ありませんか。よろしいですかね、質疑を終了して。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れ様でした。場内の時計で、1時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時5分～13時11分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。次の議題に入る前に、先ほど答弁の漏れがあったということなので、先に答弁をお願いいたします。松田係長。

○係長（松田祐貴君）

先ほど竹中委員からご質問がありました国保の柔道整復師と、はりきゅうあんまマッサージの27年度の受診の件数をお答えします。まず件数合計が7,486件です。それにかかる保険給付額が4,393万6,307円です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、次の議題に進みます。議案第47号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、議案第47号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ203万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,413万6,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金は平成27年度の繰越額が確定いたしましたので、今回計上させていただいております。既定予算1,000円に203万7,000円を追加補正し、補正後の繰越金額総額を203万8,000円としております。次に歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。平成27年度から繰り越した保険料の確定に伴う納付金200万1,000円が生じたので計上しております。次に3款諸支出金2項繰出金は歳入歳出決算に伴う繰越金203万8,000円から広域連合納付金200万1,000円を差し引いた3万7,000円を一般会計に繰り出すものです。そのため、補正前の額1,000円を引いた3万6,000円を補正額として計上いたしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付しておりますのでご参照願います。

ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明をいただきました。これから質疑を行います。歳入歳出それぞれどちらでも結構です。質疑はありませんか。質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、歳出のところで伺います。納付金ですね、決算の繰越額をほとんど納付金に回すということで、この納付金の、例えばこれは、この時点と言いますか、こういう時期に請求が来るものなのですか。例えばタイミングよく繰越がされる中で、納付金が発生するってところがどうなのかなと思って。納付金の額がこれで確定するものなのか、お伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療の保険料については、収入があった金額を全て広域連合の方に納付しますので、この納付金は全て保険料として集まった金額になります。平成27年度の保険料として、出納整理期間の4月と5月に納付があった保険料については、27年度予算で納付がされておきませんので、一旦28年度の方に繰越をしてから28年度予算から4月5月に集まった27年度の保険料を納めるということになりますので、その繰り越した金額の保険料がこの200万1,000円に当たるものですので、それを広域連合に納めるための補正を今回行っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

毎年この時期に繰越額が出れば、納付をするかということと、だいたい繰越額相当分ですよね、一般会計の繰出3万6,000円。大体こういうふうに帳尻が合ってくるものなのか。たまたま今回この数字が大体似たような数字になったものなのか、再度お伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

例年、同様のやり方で繰越をして納付を行いますので、同じぐらいの補正を毎回行っております。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。続きまして、議案第53号平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして決算書及び事項別明細書によりご説明いたします。歳入につきまして、決算書の1ページから2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの収入済合計額は4億2,715万4,746円で前年度比2.3%増となっております。歳出につきましては、3ページから4ページをお開きください。1款総務費から4款予備費までの支出済合計額は4億2,511万6,860円で、前年度比2.0%増となっております。不用額は1,066万8,140円となっております。次に5ページをお開きください。歳入歳出差引残額は203万7,886円となり、28年度に繰り越します。

それでは歳入歳出ともに主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は3億4,726万6,600円で、前年度比2.6%の増となっております。収入状況につきましては、4ページ平成27年度後期高齢者医療保険料決算書をご覧ください。不納欠損額収入未済額等は記載のとおりでございます。収納率につきましては、現年度分が99.65%、前年度比0.03ポイント減、滞納繰越分が55.24%、対前年度比28.47ポイント減、保険料全体で99.45%、対前年度比0.1%減となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料324件分、現年度279件、滞納45件でございます。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は広域連合共通経費と一般管理費等事務費の繰入金でございます。2目保険基盤安定繰入金につきましては、所得に応じて保険料を軽減する制度による保険料不足分を一般会計から補てんするもので、うち4分の3を県負担金として一般会計で受け入れております。4款1項1目繰越金は26年度の精算金でございます。5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料はございません。8ページ、9ページをお開きください。2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、死亡、転出等による保険料還付金を広域連合から受け入れたものでございます。3項1目町預金利子は後期高齢者医療特別会計の預金利子でございます。4項雑入は還付金過払金の戻入です。以上が歳入でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。13節委託料で後期高齢者システムのオーバーライト経費として189万円を計上していましたが、ホストシステム側の改修があったため、所管側での改修はございませんでした。19節は長崎県広域イーサネットワーク回線利用に係る分担金でございます。2項1目徴収費1節徴収嘱託員報酬では、徴収実績67件、34万2,800円となっております。12節コンビニ収納が27年度から開始され840件の収納がありました。手数料1件当たり56円と消費税で5万804円支出しております。他

はほぼ例年どおりでございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は前年度比2.3%の増となっております。次12ページ、13ページをお開きください。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は保険料還付金でございます。2項繰出金は、平成26年度決算における一般会計への繰出金でございます。4款予備費の支出はございません。次に14ページ、実質収支に係る調書はご覧のとおりでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の歳入歳出に関する説明でございます。なお、主要な施策の成果に関する報告書も添付しておりますのでご参照ください。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明をいただきました。それでは、明細書の中の歳入、歳入歳出とも一緒にいいですか。そしたら歳入歳出とも、どちらでも結構です。主要な施策報告書もありますし、先ほど説明いただきました保険料の決算書もありますので、質疑はありませんか。西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

この附属書類、4ページの分の1点だけお尋ねします。23件の収入未済が27年度にあるんですけど、収入未済に至る訳っていうか、内容っていうか、を教えていただければっていうふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

小野主事。

○主事（小野陽太君）

決算書の収入未済の件についてお答えします。まず後期高齢の場合、調定額の9割以上は本来の納付方法の内訳の7割が特別徴収、2割が口座振替になって、ご自身で納付される自主納付が1割となっております。口座振替の履行率も数字としてはかなりいいので、あと残るところとしてどうしても未済になってしまうのが、納め忘れであったり、あとは納付が不可能な状態であるということで、自主納付1割の方のうち今回で言うと23名が収入未済として上がってきてるわけですが、この分が現年度の納付催告を行っておりまして納付相談等を行っておりますが、どうしても納付ができない状況、生活苦などで納付ができない状況でこれだけの未済が出ております。あとは確実な納付をお願いするために口座振替の徹底等を現在お願いしてるところであります。27年度の状況としてはこの収入未済としてこの状態であがっている状態です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

じゃ、確認しますけどその23名、1割の中の23名というのは、生活苦っていう形で理解していいですか。

○委員長（河野龍二委員）

小野主事。

○主事（小野陽太君）

はい、概ねその状態であっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

11ページの総務管理費の中のパート賃金の分で、何名分かと、パートさんの役割を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

パート賃金についてですけれども、後期高齢者医療で雇っているパート職員の方は1名です。主に後期高齢者医療の事務補助として申請書等を受け付けた内容を入力をいただいております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、理解しました。同じページの、先ほど委託料で改修がなかったので、っていうことだったんですけれども、当初予算を立てたときは何か改正があるということで立てられたのかその辺を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

13節の委託料については、改修があった時のために、例年この予算を計上しておいて、改修がなかった時は不用額として残るというやり方をとっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

と言うことはほぼ毎年改正があるというふうに理解したらいいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

改正があることが多いので、例年とっておるということになります。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この成果の報告書、4ページに被保険者が4,468名となっておりますけど、この推移ってというのは当然上がってきていると思うんですけど、何年か前から上がっておればその推移を教えてくださいんですけどね。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

平均被保険者数の推移については、最初にお配りした資料の5ページ目に過去5年間の平均被保険者数を掲載しております。主要な施策の成果に載せてるのは年度末なので少しずれがあるんですけども平均被保険者数の推移は記載してあるとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

これは以前もお伺いしたかと思えますけども、再度お伺いさせていただきます。まず主要な成果に係る報告書ですね。ここに納付金の内訳が、保険料と基盤安定負担金と共通経費負担金ということで、基盤安定負担金は6ページの繰入金のところの6,478万3,052円、共通経費のところは先ほどありました、出てたと思うんですけども、それでこの保険料のところですね。3億4,596万9,400円、ただし収入においては3億4,726万6,600円と。この差額が、どう見ればいいのか教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

先ほど申しましたとおり、保険料については収納した金額全てを広域連合に納付いたしますので、収入した金額と納付した金額は同じになるんですけども、先ほどの繰越のところにも出てきたとおり、27年度の保険料の中で28年の4月と5月に収入があったものについては、27年度予算の中で収入があるんですけども、支出は納付が一端28年度予算に繰り越して28年度予算の方から広域連合に納付を行いますので、収入の期間と支出の対象になる期間が少しずれがございますので、こういった差が出てきているんですけども、長期的には同じになるようになっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、成果の報告書にある保険料が納めるべき確定の保険料というふうに捉えていいのでしょうかね。ここの数字は、納付はこの金額ですよ、というふうになってま

すけども、実際の決算としてはこの収入済額に出てきた、じゃないですよ。

共通経費じゃなくて負担納付額は4億2,232万8,821円になってますので、この考え方としては、とりあえずまだ収納、未収、28年度の予算に入ってくるだろうということで、保険料は前払いしているというふうな形で捉えていいんでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員（分部和弘委員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険料の収入額と納付金の支出額のずれは、町の会計年度の期間と後期高齢者広域連合の会計年度の期間にずれがあるために納付に時間差があるためにこのようなずれが起こっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう少し詳しくお伺いしたいと思います。今回この成果報告書にある保険料は、そうすると、先ほどの休憩時間の説明の中でいうと、26年度の分が27年度に入ってくると。28年度分は次に入ってくるということで、そのずれだということですけど、この保険料はそのずれを勘案した形での保険料と見ていいものなのか。27年度の保険料というふうに項目が上げられてるのかですね。ですからここで入ってくる差額、この貰ってる収入済額とここに出てる差額がそういうずれの金額というふうに、捉えていいのかですね。再度伺いたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

本来入ってくる保険料は、収入の方に上がっております金額が本来の27年度の保険料ということになります。支出の方で、この主要な施策の成果に上がっているのは、それを実際に広域連合に納めた時期、期間によって出てる数字になりますので、こちらの方が本来の保険料からずれがあるということになります。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう一度確認させていただきたいんですけども、そうすると、ここを出てくる保険料というのは決してその別の費用から、例えば後から入ってくる保険料がこれだけあるからということで先払いしているというふうな中身ではないと確認させてもらってよろし

いでしょうかね。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

はい、おっしゃるとおりで先払いはしておりません。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

じゃ、次の件でお伺いします。資料頂いた5ページですね、先ほど説明がありました各年度の保険者数と受診件数と給付金額が出していただきました。この給付金額では、結局平成27年度は長与町の後期高齢者の被保険者のかかる医療費が、これだけ負担があったということだと思います。これが、県下の広域連合の総医療費の例えば給付金額、1番分かりやすいのは1人当たりの給付金額だと思うんですけども、これが果たしてその差があるのかですね。例えばこれで見ると、どうかわかりませんので、長与町の後期高齢者に係る医療費っていうのはそんなに掛かってないのか、県の全体の平均と比べて。もしくは、県の全体の平均より高いというふうな状態にあるのか、そこが分かれば教えていただきたいと思いますけども、分からないですか。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険部長（志田純子君）

すいません、それを県の中で何番でという位置について持ち合わせておりませんので、またこれについても後でご報告させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。

では、場内の時計で2時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時52分～14時06分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次は、議案第48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、議案48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。先に保険事業勘定の方からご説明させていただきます。補正予算書の6ページ、7ページをお願いします。こちらの方が保険勘定の歳入になります。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金は、ともに平成27年度の実績による交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分でございます。8款繰越金は、平成27年度決算に伴う繰越金が確定したことによるものでございます。

次、歳出になります。10ページ、11ページをお願いします。3款地域支援事業費につきましては、介護保険制度の改正により地域支援事業の内容が見直しされ、来年の4月から新しい介護予防日常生活支援総合事業が実施されます。今回の補正に係る制度改正の主な内容といたしましては、要支援者に対する予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が保険給付から地域支援事業費へと移行されます。また、2次予防事業や1次予防事業など、介護予防事業が新たに一般介護予防事業として再編されます。今年度は、新しい総合事業への移行に係る最終年度となっております。移行に先立ち、本町ではサービス利用者等の負担を考慮し、10月から順次移行を行う予定としております。これらの関連する経費として、3項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、4項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費として、それぞれ計上しております。次に、12ページ、13ページをお願いいたします。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。平成27年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に対する国・県の負担金及び交付金の確定に伴う返還金と1番下の介護保険事業補助金が介護報酬等改定に伴うシステム改修補助金ということで、昨年度、26年度ありましたけども、その精算による返還金でございます。7款1項1目予備費につきましては、収入の補正額から歳出の3款、6款の補正額を差し引いた金額を予備費に追加するものでございます。最後に、26ページ、27ページにつきましては、保険勘定に伴う給与費明細書になります。続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。こちらについては保健介護サービス事業勘定になります。歳入の1款1項1目繰越金は、平成27年度決算に伴う繰越金が確定したものになります。次に歳出になりますけれども、24ページ、25ページをお願いいたします。1款事業費2項介護予防・日常生活支援総合事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費は、先ほど、保険勘定の歳出、3款の地域支援事業費のところでご説明しましたけれども、介護予防生活支援サービス事業に係

る経費になります。2款1項1目予備費でございますが、これにつきましては、今回の歳入補正額から歳出の1款2項の補正額を差し引きました額を新たに予備費として追加するものでございます。以上が補正予算（第1号）の主な内容になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これで提案理由の説明をいただきました。これから質疑を行います。質疑については、まずは、保険事業勘定の歳入歳出、どちらでも構いません。質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

歳出の11ページの介護予防・生活支援サービス事業費のところ、10月から移行する介護予防・生活支援サービス事業給付費ということで、2,827万1,000円上げてあるかと思うのですけれども、この内容を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これにつきましては、今年度、地域支援事業費の中の介護予防訪問看護と介護予防通所介護が地域支援事業というふうに移りますので、この2項目について、みなし相当分ということで、この分に係る分が給付費として、こちらの方で予算計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

10月から移行の分ということですが、それに伴ってさっきあったサービス事業勘定にもちょっと関連するのですが、そこに出てた分は、52万7,000円、こちらはケアマネジメント事業費にもなりますけど、これも結果的には、こちらに移行してくるということで理解したらいいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの方でケアマネジメント事業給付費ということで、サービス勘定で歳入がありますけれども、こちらの方については、保険勘定の歳出のところの介護予防ケアマネジメント事業費の給付費の方から支出をされて、サービス勘定の方で地域包括支援センターが取り扱った分を歳入で受けるということになります。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。介護サービス事業勘定についても質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

同じく、11ページのところの地域住民グループ支援事業補助金が出てるのですけれども、これは何グループにされてるのか。内容が分かってる分があれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

地域住民グループ支援事業補助金は、現在18グループの長与町のサロン活動をしている団体に、補助金をお渡ししております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

1グループ当たり補助金というのは幾らぐらいになりますか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

現在1グループ10万円の補助をお渡ししております。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

すいません。補足として説明いたします。この分については10月から移行になりますので、前半の9月までは別の項目で支出をしております、10月からかかる分が、こちらの方の支出ということで、支出が変わりますのでご了承ください。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということであれば、10月からは5グループを予定してて、合計23グループになると理解したらいいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

そのように予定をしております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

7ページの支払基金交付金のところで、過年度分ということで、27年度分の実績に合わせた交付金ということのご説明がありましたけれども、この交付金の仕組みとか、もともとこういくらがあったので、いくら交付金となってるのかそのあたりを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

支払基金の分の過年度分の追加交付の件ですけれども、4款1項1目の介護給付費交付金ですけれども、交付が6億6,693万8,000円あっております。それで実績が6億6,795万3,407円ということで、この差額が101万5,000円ということで追加交付ということになっております。続きまして、2目の地域支援事業支援交付金でございますけれども、こちらについては432万6,000円の交付がっておりますけれども、実績が509万4,100円ということで、76万8,000円の追加交付分ということで、いただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も全般的にといいますか、予防給付ですかね、要支援1、2のところ、10月から移行をしていくということですけども、これまで受けられたサービスが突然受けられなくなるとか、そういう弊害はないものなのか。ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この移行に伴う利用者のサービス等の障害ですけれども、サービス自体には支障がございません。引き続き、同じようなサービスということで受けられるようになるかと思っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっと関連してくるところが、地域住民のグループ支援事業ですよ。これもいわば移行の1つの手段といいますか。地域でそうした介護予防に取り組んでもらおうというふうな考えから補助金を出して、いろんな取り組みをしていただくという形だと思うんですけども。これも先ほど言われますと、5グループ追加していきたいと、これがこ

ういうグループが立ち上がってから利用というふうな形にはなると思うのですが、これがなかなか立ち上がらないとそういう考えているような地域での予防介護というのが、うまくいかないんじゃないかなというふうに思うんですけども、この辺についてももう既に5グループは大体予定をされてるものなのかですね。この辺についてはいかがでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現段階で地元というか、サロンですね、サロンを開きたいということで相談にこられてる方が1グループあります。現状ですね。後の4グループについては、こちらの方でもできるだけそういうグループ、サロンというのを立ち上げていただくようこちらもPRというか、説明会というか、お話をしてる段階でございますので、予定としてあと4グループは設立に向けて頑張りたいと思っております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、平成28年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。続きまして、議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

まず、決算の説明に入ります前に平成27年度の介護保険被保険者等の状況についてご説明いたします。資料の2枚目の介護保険の保険者数、認定者数の比較表をご覧ください。平成27年度末の65歳以上である1号保険者の数は、9,799人と昨年末より379人多い、3.9%の増となっており年々増加傾向にあります。

1号保険者に係る認定者数は1,716人、昨年度末より23人少ない1.3%の減となっており、要介護認定者は、昨年より2名増となってる一方、要支援者は25名の減となっております。また、認定率は17.5%、昨年度末より1%の減となっております。昨年は減少しておりますけれども、過去10年間の認定者数の推移を比べてみると依然として増加傾向にあることが伺えます。

それでは、決算書の説明に入らせていただきます。まずは、保険事業勘定の歳入から14、15ページをお願いいたします。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料では6億5,580万2,620円を収納しております。27年度は保険料の改定が行われ、前年度比で4,950万1,410円、8.2%の増となっております。収納率につきましては、現年度分が99.38%、0.08ポイントの増、滞納分が24.31%、前年度比の2.45ポイントの増、介護保険料全体では97.85%、0.33ポイントの増となっております。先ほど資料1ということで示した分について、その分を記載しております。なお、現年度分、滞納繰越分、不納欠損、収入未済等についての詳細は、収納状況をご参照いただければ助かります。2款使用料及び手数料は、督促手数料の1,067件分でございます。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する法定負担率、施設分15%とその他分ということで20%による国の負担分でございます。2項国庫補助金1目調整交付金、これについては、介護給付費に対する法定負担率で交付されるものでございます。次に、2目と3目地域支援事業交付金でございます。これについても法定負担率による交付で、2目が25%、3目が39%の負担率となっております。16ページ、17ページをお願いいたします。4目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の国の2分の1補助金分でございます。4款1項支払基金交付金は、2号被保険者負担分で、1目は介護給付費、2目は地域支援事業費に対しまして、それぞれ法定負担率28%で社会保険診療報酬支払い基金より交付されるものでございます。過年度については実績により追加交付されたものになります。5款県支出金、県負担金につきましても、介護給付に対する法定負担率、施設分が17.5%、その他分が12.5%による県の負担金でございます。2項県補助金は、地域支援事業費分の法定負担分で、1目は12.5%、2目は19.5%の割合で交付をされているものでございます。18、19ページをお願いいたします。6款財産収入は、収入がございませんでした。7款繰入金1項一般会計繰入金でございます。1目、2目、3目は、各事業費に対する町の法定負担分で、1目、2目が12.5%、3目は19.5%の負担となっております。4目事務費繰入金、5目は低所得者保険料軽減分の繰入金となっております。20ページ、21ページをお願いいたします。8款1項1目1節繰越金は、平成26年度の決算による額を計上しております。9款諸収入、1項は、収入がございませんでした。2項1目1節町預金利子は介護保険特別会計の預貯金利子分でございます。3項雑入、1目第三者納付金は交通事故等の第三者行為に係る損害賠償分でございます。2目返納金は不正請求に係る返還金でございます。3目雑

入の方は、めだか85事業実施時に参加者の材料代ということで13万円、介護認定受託金ということで1万6,000円が保険福祉事務所から依頼を受けた分、4人分でございますけれども、これが認定審査委託料として受け入れを行っております。以上が保険勘定の歳入でございます。歳入済総額は、27億5,405万8,853円となっております。

次に、保険勘定の歳出について、ご説明いたします。22、23ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の主なものは、13節委託料の介護保険システム改修業務委託金と14節使用料及び賃借料の介護保険システムリース料でございます。2項徴収費1目賦課徴収費は、前年度比で26万6,284円、7.5%の減となっております。24ページ、25ページをお願いします。3項1目介護認定審査会費でございます。認定審査会にかかる経費で、主なものが1節報酬の認定審査会ということで6班の30名の委員の報酬分でございます。27年度は認定審査会を79回開催しておりまして、1,717件の認定審査を行っていただいております。2目認定調査費等でございますけれども、1節報酬の介護保険専門員及び介護認定調査員の報酬及び12節役務費、意見書作成等が主なものでございます。4項1目趣旨普及費は、65歳到達者への介護保険制度等を理解していくためのパンフレット等の印刷費とその郵便料が主なものでございます。26ページ、27ページをお願いします。5項1目介護保険運営協議会費でございます。運営協議会の開催に係る委員の報酬及び費用弁償になります。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費は、要介護要支援認定者の方が利用された介護サービス費、介護予防サービス費の給付費で、前年度比で3,312万1,970円、1.4%の増となっております。3款地域支援事業費1項介護予防費でございます。1目介護予防2次予防事業が基本チェックリストの送付にかかる郵便料及びえんじょい貯筋教室に係る委託料が主なものでございます。28ページ、29ページをお願いいたします。2目介護予防1次予防事業では、13節委託料、一般予防事業委託料は、めだか85及びサポーターポイント制度に係る社会福祉協議会への委託料でございます。19節負担金及び補助及び交付金は、地域住民グループ支援事業費補助金として、いきいきサロン18カ所に対して、それぞれ10万円を補助、サポーターポイント制度交付金は11件で330ポイント分、3万3,000円を交付いたしております。2項包括的支援事業・任意事業費でございます。1目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターシステムリース料が主なものでございます。2目総合相談事業費は次のページにもわたりますが、1節報酬は、窓口相談員の報酬で、各種窓口の受付や介護の制度説明など年間5,759件を処理いたしております。30ページ、31ページをお願いします。3目権利擁護事業費は、研修会等に係る旅費でございます。4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、主に主任ケアマネの報酬でございます。5目地域包括支援センター運営協議会ということで、今回は個々の協議案件がございませんでしたので運営協議会を開催しておりません。6目任意事業費は次の32、33ペ

ージにもわたりますが、13節委託料は、認知症介護リフレッシュの集い、脳トレ教室、配食サービスなどに係る委託料でございます。20節扶助費は、在宅介護者見舞金38人に対し3万円の見舞金を支出しております。家族介護用品支給では、介護要介護度4、5の認定者を在宅で介護する町民税非課税世帯の家族11件に対しまして、介護用品費を支給しております。4款基金積立金、5款公債費の支出はございません。6款諸支出金でございますが、こちらについては1項1目第1号保険者保険料還付金は、被保険者死亡等による還付でございます。34、35ページをお願いします。2目償還金は、それぞれ平成26年度交付金の確定に伴う返還金でございます。3目第1号被保険者還付加算金の支出はございませんでした。支出済みの総額でございますが下段でございます。24億9,493万7,463円となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明させていただきます。36、37ページをお願いいたします。サービス勘定につきましては、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として行う要支援ケアマネジメント作成に係る経費の勘定となっております。歳入でございますが、1款サービス収入1項1目1節介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン作成5,010件に対する収入でございます。昨年度比で59万5,660円、2,8%の増となっております。2款1項1目繰越金は、平成26年度の精算金でございます。3項諸収入は、介護保険特別会計の預貯金利子になります。歳入の総額でございますが、3,238万581円となっております。

次に歳出でございますが、38、39ページをお願いいたします。1款事業費でございます。主なものは1節の地域包括支援センター6人分の介護保険専門員の報酬、13節委託料は、町で処理できないケアプラン1,273件分のケアプラン作成委託料でございます。支出済みの額は、総額で2,069万209円となっております。

40ページは、実質収支に関する調書となっております。41ページについては、財産に関する調書で介護給付費等準備基金の現在高は0円ということで、現在ありません。

以上が、介護保険特別会計の歳入歳出決算に関する説明となっております。別冊で主要な施策の成果に関する報告書に事業費の概要等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。まずは保険事業勘定の14、15、16、17、これまで行きましようかね。質疑があれば質疑をお願いします。質疑はありませんか。出していただいた資料でも構いません。ありませんか。それでは戻って構いませんので、ページ数を18、19、20、21まで、歳入全般、質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

19ページの低所得者保険料の軽減繰入金なんですけれども、これは何名分でこの金額になるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

低所得者保険料軽減分でございますけれども、この分の基準日が平成27年4月1日現在になって、対象者は1,497人になります。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

前年度と比べると増えているか減っているか、お分かりでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これにつきましては制度改正、介護保険制度の改正に伴う新設分でございますので、27年度からになります。

○委員長（河野龍二委員）

今度は、歳出の方も進めていきたいと思います。歳出では、22、23、24、25、このあたりまで、質疑はありませんか。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

25ページの介護保険認定審査会のところで、79回開かれたということでしたけれども、何件ぐらい審査をされて、そのうちの不服審査というものが何件ぐらいあるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

審査会につきましては、延べ337人の1,717件分を審査いたしまして、不服審査についてはあっておりません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

27年度は、不服審査はゼロということよろしいのですかね。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

27年度もあっておりません。不服審査については、ここ数年あっておりませんので、前回あった分については、いつというのは把握しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

不服審査あってないということですが、町民の方が、介護が下がったので再申請したいと言って、したみたいなお話をちょっと聞いたものですから、お伺いしたのですけど、それはないということですので理解していいのですか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

審査結果が出まして、その後に状態が変わっているということで、再調査はありますけれども、不服審査というのが、県の審査になりますので、その分については、現在あってないという状況です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では再調査の件数を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

再調査というのは27年度はありません。状態が変わったということで、もう一度申請されるというような形態になりますので、再審査というふうなことになりますので、こちらの方で1,717件の中に含まれるということで、何件あったというのはちょっとこちらの方では、わからないということになります。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

1,117件のうち区分変更で申請された方は、何件いらっしゃるか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

27年度は200件ございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

200件あるということで、結構町民の方からご不満というのでも聞くのですけれども、

そのあたりは審査会というのを通して、町としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認定の決定については審査会で決定されますので、町としては審査会を尊重して、その結果ということで、ご本人には通知をしております。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。今、25ページまでですね。次、26、27、28、29まで行きましょうか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この成果に関する報告書を見ながらちょっと聞きますけども、この6ページに1次予防事業、この決算でいえば、28、29になるんですかね。1次予防の委託事業で、福祉協議会ということではっきりこう書いて、めだか85とか、サポーターとか中身書いてますね。あとせっかくのこの決算書にも、先ほどから出てる地域住民グループ、端的に言えばサロン事業とかいうのが出てるわけですけども、この6ページの成果にもせっかくやってるわけだから、ここにもこの段に当てはまると私は思うのですけれども、ここには書いておけばどうかなと思って、委託事業だけではなくて、地域住民グループ支援事業、サロン事業として、180万なら180万とか、せっかくのこの成果の報告書だから、ここに当てはまるわけでしょ。違いますか。せっかくならば、ここに記載したらどうかなと思って。違いますかね、場所は。せっかくならば今後、今からこういう予防事業やっていくわけだからどうかなと思って、ちょっと見解をお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先ほど1次予防について、記載事項がなかったので、こちらについては、今後、利用者数等については、記載したいと思いますので、ご了承ください。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

このサポーターポイントとか、サポーター交付金とか出てますけども、これはどういう形で、一般の人たちにも、わかっているのか、ちょっとそこを教えてください。中身についてね。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

サポーターポイント制度についてご説明します。これは社会協議会に事業委託してお

りまして、社会福祉協議会の方でサポーター養成講座というのを年間で6回ほど実施していただきまして、それを受講された方がサポーターということで登録をされまして、それからサポーター受け入れ施設というのが、長与町のデイサービスとかグループホームなどを登録していただいているんですけども、受け入れ施設にお手伝いに行かれた場合、1時間当たり活動したら1ポイントということでポイントを付与しまして、年間のポイント数に応じて交付金をお渡しするという制度になっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

そのポイントになって、今度は約95万ですか。これはそしたら今度は、その使用金額の用途はもう自由なのですか。それともサポーターさんになんかの交通費とかなんとかでいくとか、その先は今度はどうなるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

サポーター事業の95万というのは、社協への事務委託費になっておりまして、それからサポーターの方への交付金というのは先ほど申しましたように活動を1時間程度したら1ポイント、それが10ポイントたまりましたら、1,000円の交付金に変換するというふうにしております。27年度の実績は11名の方が330回の活動をされまして、それが3万3,000円の交付金として変換して、サポーターの方にお支払いした額ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

今、審査ちょっと1時間たったので、15時15分まで休憩いたします。

（休憩 15時05分～15時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。続けて質疑を行います。ページ数が今29ページまでとっておりますので、30、31、32、33、34、35、歳出全般ですね、歳入歳出、事業勘定の歳入歳出全般で質疑をしたいと思っております。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これも成果の説明書を見ながら聞きますけれども、7ページの任意事業で下の方に実績として、2つ書いてますね。それぞれどういう中身になっているのかをちょっと説明をいただきたいと思っております。いいですかね。主要な説明書の7ページの任意事業の下の方に2つ書いてますけど、その中身をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

地域支援自立事業委託料の339万1,000円分でございますが、これにつきましては脳トレ教室ということで、5会場で年間21回、延べ人数で2,582人の利用ということで。金額が210万の委託料でございます。次に、配食サービスということで、129万1,000円。これにつきましては34人分で、2,582食を提供いたしております。続きまして、家族介護支援事業委託料でございます。こちらにつきましては、なるほど介護学習会ということで、年間12回、延べ人数で305人の方が参加されております。それと介護者リフレッシュの集いということで、年6回、20人の方が参加されてる分の委託料ということになります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

再度ちょっと聞きます。脳トレが210万と言ったかな。配食が191万と聞いているけど、間違いはないですか。僕の聞き間違いかもしれない。再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

脳トレ教室が210万、配食サービスが129万1,000円でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

この配食というのは、町の事業でこれからするとやってみただけけれども、メンバーが作って、料理して、それを該当者の人に配るわけでしょうけれども、その場合の保健所とかなんとかは関係ないですか。それともそれはどこでもつくっていいとか、あるいはそういう栄養士さんか、あるいは何か資格を持った人がやっぱりいないといけないとか、この場合はそういうことはやっぱりおられるのですか。それともなしにやってるのですか。そういうとちょっとお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

配食サービスにつきましては、独居または高齢者のみの世帯で食事確保が困難な方ということで、こちらの方に提供してございまして、実際に調理をするのは民間の事業所の方に委託しておりますので、そちらの方で衛生管理等は行われております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。それでは、サービス事業勘定の方にも入っていきたいと思います。サービス事業勘定はもう歳入歳出全般で質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

30、31の権利擁護事業とありますでしょう。これは全額不用額、ちょっと旅費が少し出てるのか。実際これの対応というのは、中身を教えていただいて、多分、成年後見人制度に関するものかなと思うんですね。今後、この事業は、直接役場が行うのか。それとも委託として行うのか。そのお考えを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これに係る分は、成年後見人の分になります。今後の事務処理につきましては、町の包括支援センターの方で引き続き対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑は。では質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

1つはいただいた資料の方でちょっとお尋ねですけども、資料2の要介護認定者数ですね、平成26年度と平成27年度の数値が出てます。背景をちょっとお伺いしたいのは、要介護4が、26年度が204人、27年度177人、先ほどその介護認定がですね、ちょっと下がったとか何かそういう意見もあったということで、マイナス27人ということで、例えば、失礼ですけど亡くなる方だとかいらっしゃる可能性があると思うんですけども、大きく減ってる状況というのは、どうとらえていいのかですね。特徴的な部分があれば教えていただきたいと。結果的に要介護を受ける方からすると残念ながらその要介護は認定が下がってしまったとかですね、上がってる分もこの数字からいくとあるのかもしれませんが、ちょっとそういう部分が、見てとれるのかなとちょっと思いますので、その部分を分かれば教えていただきたいと思います。それと、せっかくこの1次予防等々事業をされてますので、先ほど脳トレ教室だとか、なるほど介護学習ですかね、リフレッシュのつどいなどは、延べ人数、参加人数が報告されてたので、その1次予防のめだか85だとか、その辺の例えばサロンの参加人数ですね。こういう部分も参考までに教えていただければというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

1点目の介護、要介護4が減少しているということなんですけれども、こちらの方につきましては、認定期間というのが2年ということで、こちらの方ございますけれども、その中でたまたま件数が少なかったっていう部分もあり、認定者が少なかった部分もありますし、重度化したということで介護5に移る部分もありますけれども、詳細な分析

は申しわけございませんけども、しておりません。

続きまして、利用者の件ですけれども、めだか85からよろしいでしょうか。めだか85が4カ所で実施しておりまして、延べ人数が1,831人が参加されております。サロンですけれども、こちらの方については町内18カ所ということで、開催回数としては383回、参加されてる方が6,618人ということで報告が上がっております。この2点でよろしかったでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

申しわけないです。2次予防事業のえんじょい貯筋教室ですかね。これも参加人数を教えてくださいというふうに思います。それとあと、我々は、前回視察をしてまいって認知症対策といいますか、本町でも取り組んでますリフレッシュの集いという家族介護をされてる方に対しての、リフレッシュといいますから、介護の大変な状況をお互いにリフレッシュとしようというふうな意味だというふうに思うのですけども、そういう中で認知症の抱えてる家族もまた本人も含めて、こういう集いといいますか、いろんな集会に参加してる状況が、ちょっと視察をしてきたんですけども、本町ではそういう意味では、そういう方も含めて、こうしたえんじょい教室だとかリフレッシュの集いに参加されてる状況があるのかですね。もしなければ今後そういう事業の拡大みたいな考えがあれば、少し教えてくださいと思います。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

まず1点目のえんじょい貯筋教室でございますけれども、こちらにつきましては、場所については1カ所ということで年間48回実施しておりまして、参加数が463名の方が参加されております。2点目の認知症介護者リフレッシュの集いですが、こちらの方については、社会福祉協議会の方に運営等をお願いしてるわけなんですけども、実施内容としましては、認知症の方を介護している家族の相談とか情報交換とか学習の場ということで開催しておりますので、こちらの方については、今後、拡充といいますか、充実していきたいとは考えております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。ありませんか。質疑を終了してよろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず反対討論ありませんか。次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、平成27年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の審査の折の答弁をしていただくということなので、答弁をお願いしたいと思います。志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先ほどは、どうも申しわけなかったです。早速、後期高齢者医療の状況としまして、県全体の1人当たりの給付金額というのが101万3,281円となっております。長与町は109万5,915円ということで、県の平均より長与町が8万2,634円高い状況となっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、地域支援事業についての件を所管事務調査といたします。資料をつくっていただいておりますので、資料の説明をまずお願いしたいと思います。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

地域支援事業の改正内容についてでございますけれども、イメージ図の新しい地域支援事業の全体像をご覧いただきたいと思います。こちらの方で現行と見直し後ということで示しております。現行制度では、介護1から介護5までの介護給付と要支援1から2までの介護予防給付については給付費の中で措置をされておりました。新制度になりますと介護給付費はそのまま、介護予防給付費の中で訪問介護、通所介護の2つが地域支援事業と移行し、新しい介護予防日常生活支援総合事業として、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業、とこれまでの介護予防事業の2次予防事業、1次予防事業が一般介護予防事業として、一体的に取り組んでいくようになります。ここで赤で示した部分が新しくなったということになります。

次に包括支援事業につきましては、これまでの事業内容に地域ケア会議の充実、在宅医療、介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が新たに事業とし

て加わります。それと任意事業については、これまで同様の事業内容となっております。

一方、財源等についてでございますが、これまでの事業の増減が全体の設定があったのに対し、新制度については総合事業とそれ以外の事業ということで区分をされておりまして、それぞれ上限を超えないよう保険者の財政状況に応じた事業実施がより一層求められているようになります。

次に2ページをお願いいたします。2ページの新しい総合事業の概要になりますが、イメージ図を合わせてご覧いただきたいと思っております。新しい総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進していくこととし、要支援者等に対して、効果的且つ効率的に支援を行うことで、選択できるサービスの充実による在宅生活の安心確保、費用の効率化、重症化予防の推進を図ってまいります。事業内容といたしましてはピンクの部分になりますけれども、介護予防生活支援サービスと一般介護予防事業の2つの項目に分類されております。まず、介護予防生活支援サービス事業については、こちら黄色で示してある部分でございますが、従来の介護予防訪問介護、ホームヘルプサービスが訪問型サービスになります。サービス内容としては、例えば、掃除・洗濯等の日常生活の支援提供などがこれに当たります。それと、介護予防通所介護、デイサービスが通所型サービスということで、例えば、機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援を提供する項目に上がります。それと、その他の生活支援サービスということで、こちらの方には栄養改善を目的とした配食や、ひとり暮らし高齢者への見守り等を提供するようなサービスがこれに当たります。それと介護予防ケアマネジメントの4つに区分されております。それぞれのサービスは、現行相当サービスに加え、住民、担い手等も含めた多様なサービスへと選択肢を広げて行くことを想定した体系になっております。この部分が青色で示してる部分がこれに当たります。例えば、多様なサービスといたしましては、サービスAというふうに記入してる部分なのですが、要資格者を可能な範囲でボランティアとか、そういった部分で対応しての緩和型サービスということで、基準を緩和したサービスということで想定しております。それと③のサービスBというふうにあるのですが、これにつきましては住民主体で行うサービスの提供を想定しております。市町村は、国が示したサービス内容を地域の実情等に踏まえ、サービスの種類、基準、単価等を定めサービスを提供するようになります。

次に、一般予防事業についてですが、これまでの1次予防事業や2次予防事業を統合し、年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく一体的に取り組んでいくようになります。合わせて住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続して拡大していくような地域づくりを推進していきます。また、新たに地域リハビリテーション活動支援事業を追加し、地域包括支援センターと連携しリハビリテーションの専門職を定期的に通所、訪問、高齢者の集いの場などへ訪問し、自立支援の取り組みを行っていくようになります。

3ページをお願いいたします。長与町の10月からの取り組みということで示した部分になります。こちらの方、今回、長与町では赤で囲んでいる部分を他市町に先行して実施するようになっております。こちらの訪問型サービス、通所型サービスの現行相当サービス、これにつきましては、今現在、給付で行っている内容、単価基準等はそれらにみなしたものと同等相当になります。それと介護予防ケアマネジメントA現行相当分ですね。それと一般介護予防事業の取り組みになります。それから②、③、④とか部分の多様なサービスに当たる部分なんですけれども、これにつきましては、今後、サービス内容含めボランティア団体と事業所などの協力が必要ですので、それぞれ協議をされていて、また近隣市町の導入状況も十分に研究した上で今後実施したいと考えております。

今現在、こちらの10月からの移行に対しての対象者というのが、5月末現在ですが、要支援の1、2の認定者全体は556人ですが、こちらのうち訪問通所サービスを利用している人は243人で約44%の方が、この移行ということで影響してくるものと考えております。また、サービスを提供している町内の事業所は18事業所になります。これらの利用者とサービス事業所の皆様方の負担を少しでも軽減できればということで、他市町近隣市町については、来年の4月からの実施ですけれども、長与町では10月から先に実施をしたいと考えております。実施に際しての周知でございますが、こちらについては、広報ながよ町のホームページなどの媒体のほか、事業所向けに説明会や現在利用されてる方へのお知らせということで、文書にて通知を行っております。また、実際に更新時期になりますと、地域包括ケアシステムセンターのケアマネによる支援を行って、十分な対応を行っていきたいと考えております。

4ページになりますが、こちらにつきましては介護保険制度のこれまでとこれからということで、サービスを利用するまでの流れとして全体的なイメージを示したものになります。これまでサービスの利用を行う場合、要介護認定が必要だったものが、事業対象者としてサービスを利用するという選択肢を広めると共に通所介護と訪問介護のみ利用する場合はチェックリストでの実施ということで、短期間でのサービス利用が可能というふうになります。また、認定結果で非該当ということで、実際には支援が必要な方も中にはいらっしゃいますので、そういったグレーゾーンの人が、この改正実施によりサービスが利用できるようになると思われれます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

ありがとうございました。ただいま説明を受けたんですけど、皆さんがたからお聞きしたいことがありますか。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは、本日は所管事務調査の説明を受けて、本所管事務調査は閉会中の継続に継

続審査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本所管事務調査は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で所管事務調査を終了いたします。ありがとうございました。

本日の日程は全部終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(閉会 15時47分)

委員長